

平成24年度第4回パートナーシップ検討委員会会議録

- 日 時 平成24年10月2日（火）14時00分～15時50分
- 場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン
- 出席者 委員長 松川 正 副委員長 井上 一
副委員 関谷 昇 委員 原田 光治
委員 池田 眞也 委員 恩田 忠治
委員 安蒜 正己 委員 中沢 卓実
委員 木村 正男 委員 渡辺 仁
委員 福留 強 委員 川上 良雄
委員 小沢 邦昭
- 傍聴者 なし
- 事務局 市民担当部審議監 小菅 恒夫 地域振興課長 佐藤 充宏
地域振興課長補佐 関 聡 地域振興課主査 天野 武彦
- 議 題 (1) アンケート調査について
(2) 今後の進め方について

※配付資料

(資料1)

- ① 市政協力委員全員アンケート調査（企画案）
- ② ・町会・自治会と市のパートナーシップに関するアンケート調査票（案）
・修正頁（案）
- ③ 町会・自治会と市のパートナーシップに関するアンケート調査設問の
ねらいと分析の考え方

(資料2)

町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会
今後のスケジュールについて 協議の進め方（案）

○ 会議経過及び概要

1 開 会

(事務局)

只今から町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会の第4回会議を始める。

(委員長挨拶)

先日、市川市で全国の自治会の会長と会う機会があり、船橋市、浦安市の会長と一緒に組織など色々な話を聞き、勉強になった。

今回は、アンケート調査についての討議等重要な議題である。皆さんよろしくお願ひしたい。

まずは、「会議の成立」について、事務局に報告を求める。

(事務局)

委員総数17名、本日4名の委員が欠席、出席委員は13名である。委員会設置要綱第5条の規定により、過半数の委員が出席しているので、会議は成立している。

(委員長)

次に、本日の傍聴者の状況について、事務局から、報告を求める。

(事務局)

本日の傍聴希望者はいない。

資料の確認を行う。

2 議 題

【1】アンケート調査について

(委員長)

まず、議題の(1)、アンケート調査について、事務局の説明を求める。

(事務局説明(企画案、質問項目案、アンケート1頁・2頁))

市政協力委員の皆様にお聞きするアンケート調査について説明する。

1. 最初にアンケートの調査目的である。町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会は、地域のまちづくりにおける町会・自治会の活動及び市とのパートナーシップ、特に市政協力委員制度を検証し、現状と課題の整理を進めている。この検討作業に資するため、市政協力委員全員を対象として、町会・自治会活動や市政協力委員制度について、その実態や当事者としての意見などを把握するもので、それが今回、アンケート調査を実施する目的になっている。

2. 次に調査概要である。対象は現市政協力委員の皆様406名である。方法は、質問票による無記名・返送方式とする。期間は、10月9日(火)に発送、月2回、市政協力委員へ発送している定期便で郵送。回答期限は10月26日(金)として、返信用封筒を同封する。

3. 調査項目について、アンケートの質問項目案は、調査票を見ながら説明する。

(1) 委員本人の基本属性としては、年齢などの3項目。

(2) 市政協力委員制度に関する事項では、①基本事項で地区や交替制の有無などを聞く。②委員業務に関する状況では、回覧、掲示、市政懇談会、事務取扱手数料についての実態や意見を伺う。③今後の方向性に関する認識では、町会長が委員を兼務する必要性、委員業務と町会・自治会活動の区別について聞く。

(3) 町会・自治会に関する事項では、①町会・自治会の組織運営についての実態

を聞く。②地域・地区のつながりでは、連合町会・地区社協加入の有無。③今後の方向性に関する認識では、活動活性化の認識、活動の手引きの必要性、協力・連携の必要性と内容、全市組織の必要性について問う。

(4) 市との関係に関する事項では、①依頼業務に対する認識について、5つの業務ごとに必要性の認識を聞く。②市とのコミュニケーションの現状は、市政協力委員の窓口となる地域振興課と支所について、それとほかの事業担当課に分けて聞く。

(5) 今後の方向性に関する認識では、町会・自治会と市のパートナーシップ構築に必要なことを聞き、最後(6) 自由意見の記入欄を設ける。

以上、かなり項目が多くなっているので、できるだけ平易な言葉で質問文を作るようにした。また、質問の順番は、この項目の順番とは少し異なる。アンケート調査の聞き方は回答する人がイメージしやすい場面ごとに分けて聞くのが原則なので、質問はそのような括りで並べている。

次に調査票の説明をする。1ページ、表紙は、まず、調査票記入上のお願い。このアンケートは、市政協力委員本人がご回答し、代理は駄目ということ。名前を記入する必要はないので、個人が特定されることはない。無記名で自身の考えで記入してくださいということ。質問への回答は、選択肢の番号に1つだけ○を付けるものや複数付けるもの、また、その他を選んだ場合の()内あるいは回答欄の中に数字や意見等を記入するものがあるので、質問文の指示にしたがって黒色のボールペンまたは鉛筆を使用して記入をお願いする。記入済み調査票は、10月26日(金)までに同封の返信用封筒に入れてご返送くださいというお願い事を記載した。

調査結果については、回答したものがどう扱われるのかを知らせる。1アンケートの回答は統計処理及び一覧表に整理する。市へ意見・要望や質問については、個別回答はできないことを伝えるもの。2調査結果の活用方法は、「町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会」に検討資料として提出し、協議に活用させていただくこと。3この結果については、後日、市政協力委員の全員に知らせる。時期は未定であるが、検討委員会の報告と合わせて市政協力委員の皆様にお知らせしたいと考えている。

次に2ページ、ここは関谷副委員長からご助言をいただき、用語の説明として、町会・自治会には管理組合、連合町会も含まれること、会長には、町会長、自治会長のほか、理事長の場合もあるということをも、記載した。市政協力委員制度の現状を先に説明した上で、それをどうパートナーシップにしていくのかの説明とした。

市政協力委員制度についての説明は、市政協力委員は、市と町会・自治会との間で、行政に関する様々な情報を取り次ぐ行政連絡員として主に広報広聴業務を担当しているとして図に入れた。その上で、町会・自治会と市のパートナーシップの説明として、現在、町会・自治会と市の間には、市政協力委員制度による広報広聴業務の協力関係のほか、様々な分野において業務を依頼し、連携するなどの協力関係がある。今後とも、町会・自治会と市は、豊かで活力ある地域社会の実現を共通

の目的としたまちづくりのパートナーとして、町会・自治会による地域活動が活性化するとともに、地域に関わる市の施策が適切に実施できるよう、協力関係を構築していくことが重要となっている。

「パートナーシップ」とは、相互の信頼に基づく、対等な協力関係を意味する。検討委員会では、このパートナーシップの視点から、市政協力委員制度を含めて現状を検証し、より良い関係性とそのための制度の構築に向けて検討を進めている。

(委員長)

ここまでで意見はあるか。

(委員)

地区別に分かるようになっているか、地区別に分かるようになっていないとどこの地区の意見かわからないのでダメだ。

拠点確保の質問がない。集会所などの有無について重要な問題になると思うが、なぜこの質問が省かれているのか、必要がないと考えたのか。

(事務局)

地区別についても集会所などの拠点に関する質問も設定している。必要であれば地区別の集計も可能。

(委員)

拠点確保について聞くのは、集会所がある場合、まったくない場合。事務所があり、事務を行う人が常駐している場合のパターンがあると思うのでそういったことがわかるよう聞かなければならないのではないかと。

(事務局)

そのようなケースは、希であり、400近くある町会の中で市政協力委員の拠点と事務局員を置いているところは少ない。アンケートはあくまで、統計処理であり、押し並べてのアンケート調査には難しいと判断した。

(委員)

私の解釈では、市政協力委員は町会・自治会の推薦、選挙により選出され、2・300世帯に一人という規定があると思うが、400世帯を超えた場合はどうなるのか。

(事務局)

400世帯を超える場合に1人追加できる。過去の補助員制度であったものが正式な市政協力委員として出せるようになったと聞いている。

(委員)

地域によっては、町会を小さく分け60世帯くらいの町会とか、また小山連合町会には100世帯くらいの小さい町会もある。そこにも市政協力委員がいるわけでそのようなことも含めて考えてほしい。

(事務局)

何を以て町会・自治会とするか、また、どういう活動を以て町会・自治会とするか、定義がない。課題であると考えている。

(委員)

単一町会は400世帯に満たなくても1人は出すことができる。400世帯超えていれば、もう1人出すことができるということによいか。

(事務局)

そのとおり。

(事務局説明(企画案、質問項目案、アンケート3～5頁))

3ページの設問について。まず、市政協力委員の年齢、就労状況について問う。仕事で忙しい方や年齢や就労状況を聞き、活動に対する意識の違いをクロス分析する。問3は、会長を兼務しているかの実態で、会長の立場にある方の意識とそうでない方で違いを見るための質問である。付問では、会長を兼務している人にだけ、会長が市政協力委員になることが望ましいかを問う。これは市政協力委員制度のあり方に関わる質問である。

4ページ、問4は地区長の意見でも問題になっていたことで市政協力委員が交替制か、何年交替かの実態を聞くものである。これは聞き方が難しく、井上副委員長のアドバイスにより質問文を修正した。問5、問6は委員の年数、地区を聞く。委員を長く務められた方、日の浅い方で違いはあるのか、また、地区の特性を見るために聞く設問である。問7は市政懇談会について、(1)は、特に市政懇談会の必要性をどう認識したのか、参加した感想を聞く。今年度未実施のところもあり、参加しない人もいるのでその方達の選択肢を6番目に入れた。(2)は意見とか改善の提案を自由記入していただくものである。

5ページ、問8、市政協力委員としての業務について、どのように処理しているのかという質問。先の陳情では、委員個人がどこまでやっているのかも問題になっていたのもので、実態についての質問である。(1)は回覧用文書について、(2)は掲示用文書について回覧数と、自身がどこまで行っているかを聞く。

(委員)

問6の質問で地区を記入するようになっているので、無記名でも大体分かるので

はないか。

(事務局)

確かに地区はわかるが、個人を特定するようなことはしない。

(委員)

最高年齢者はいくつか。

(委員長)

90歳代の方は複数いると思う。平均で70歳位ではないか。

(委員)

80歳後半の高齢の方が行政の配布物を配布できるのか。

(委員長)

市政協力委員の定年制の話もあったが協力を得られず制定できなかった。そのようなことも含めて今回話し合いたいと思う。

(委員)

年齢を質問するのは定年制を目論んでいるのか。

(事務局)

年齢や職業をお聞きするのは一般的で、世代間の意識の違いを見るためでもある。

(委員長)

このたび、社会福祉協議会でも定年制が適用されるようになった。
引き続き事務局の説明を求める。

(事務局説明 (アンケート6頁～8頁))

次に6ページ、町会・自治会に関することについて質問である。問9は、町会・自治会の概要及び活動状況について。(1)世帯数、(2)戸建て住宅が多い区域か集合住宅かを聞き、(3)では結成時期を聞く。これは町会・自治会の歴史とか特性によって、いろんな実態や考えも異なるのかなということ把握するもの。(4)から(7)は組織運営の実態を聞いて、必要なことが行われているのを見る項目。(4)規約・会則の有無、(5)総会の開催、(6)総会で作成が望まれるもの、(7)役員会の状況についての質問、(8)集会施設の有無と所有形態、(9)住民への広報や周知活動について、アは総会資料をみんなに知らせているか、イは会報や広報紙を発行しているか、ウはホームページを開設しているかを聞く。(10)は未加入者に対する加入促進について、実際の工夫やアイデアを自由記入方式で聞くもの。

問10は、調査のポイントになる設問で、住民の暮らしを支える上で、町会・自治会の活動は、防犯、防災、福祉、環境美化など多岐に亘っている。あなたは、町会・自治会がこれからも積極的に様々な活動に取り組んだ方が良いと思うか、として、町会・自治会の活動にこれからも積極的に取り組もうという人がどのくらいいるのかを把握する。また、この積極的な人が他の質問でどういう回答をしているのか、積極的でない人との違いはどうかを把握することで、課題整理の参考にしたいと考えている。

8ページからは、町会・自治会同士が協力し合うこと、近隣、地域、地区など様々な範囲の中で町会・自治会が連携して活動することについての質問分野である。問11は地域の連合組織について質問する。(1)では連合町会とか町会連合会などに加入しているか、組織はあるけど加入していないのか、組織がないのかを聞く。(2)は地区社協について、ほとんどは入っていると思うが、若干未加入があるので、一応それを聞く。(3)は、町会・自治会が単独では出来ないことを近隣や地域の町会・自治会が協力・連携して活動することについて、どのように思うかということで、これまでの検討の中で課題に考えている地域のまとめ、町会・自治会が協力し合うことについての必要性を問う。付問では、必要だという人にどのような活動が必要なのかを聞く。問12は、検討の中では課題に考えている項目で市内の町会・自治会が連合組織をつくることについての賛意を聞く。

(委員)

会議録の作成、議案書の作成があるかどうかが大切である。そういった項目がないのではないか。

(事務局)

問9の(6)が議案書の骨格に当たる部分と一致すると思う。ほかに何か追加する必要があるれば追加する。

(複数委員)

問9はこのままでよい。

(委員)

居住形態についても大雑把になっている。地域の特性もあるのだから、畑が多いとか、商業地域だとかもう少し細かく入れたほうがよい。それに集合住宅も、社宅、公社、公団、マンション等様々で、自治会のある所とない所がある。特に集合住宅は自治会未加入者が多い、その辺のところを浮き彫りにしたほうがよい。

(事務局)

今回、松戸市で初めてこのようなアンケートを行う。おっしゃる通り、居住形態のほかに土地利用形態など含めて調査できればよいが、回答が難しくなるのでそこ

まで聞くことは難しいかと思う。

(委員)

どこの自治体も加入率の点で悩んでいるので、質問はこの程度でよい。

(委員)

マンション等建設の時、町会の同意書が必要である。そのときには町会加入を前提に印を押すが、いざマンションが完成するとマンション内に（管理）組合を作り自治会としての活動を行うようになる。すると自治会の中にまた単独の自治会ができるということになる。松戸市はどんどん自治会の中に自治会を作ることを受け入れているが、どうなのか。

(委員長)

私どもの地区では、通常管理組合は町会に入る。

(事務局)

マンション単位が町会の中の一つの班になるケースと単独の自治会になる場合がある。どちらが良くてどちらが悪いというわけにはいかない。自治会としての務めを果たしていればよいし、そのように指導していく必要がある。

(委員)

自治会の中に自治会（管理組合）ができると人数に関係なくそこから市政協力委員が出る。民生委員は他の地区から出るなど問題がありややこしくなる。

(事務局)

そのような事も今後の課題である。

(委員長)

9頁以降の説明を求める。

(事務局説明（アンケート9頁～12頁）)

9ページ、町会・自治会と市役所との協力関係についての質問。

まず、問13、市では、市政運営に必要な様々な事項を町会・自治会にお願いしている。それらの業務を町会・自治会が実施することについてどう思うか、ということで5つの業務について必要性を問う。(1) 町会・自治会が公共サービス、防犯灯やごみ集積所の設置管理などを担うことについて、(2) 地域要望の取次ぎや地域内の同意の取りまとめについて、(3) 市政情報の周知、回覧やポスター掲示について、(4) 各種募金の集金・拠出について、(5) 各種委員や表彰者の推薦について、この5つのことについて町会・自治会がやることを必要だと思っているの

か、仮に必要でないということだと無理やりやらされているのかになる。市としては市政運営に必要なこととしてお願いしているので、その説明が十分されているのか、理解・納得が本当に得られているのかを真摯に検証することもパートナーシップの構築に必要と思ひ質問項目とした。

次のページ、問14は市役所の職員とのコミュニケーションについての質問。(1)本庁の地域振興課あるいは支所の職員とのコミュニケーションについて、(2)そのほかの事業担当課の職員とのコミュニケーションについて。問15は、課題を抽出、整理するための肝になる設問で町会・自治会と市がより良い協力関係を構築するためには、今後どのようなことに取り組んだら良いと思うかという質問。この質問だけいくつでも○になっている。選択肢は、1町会・自治会と市がお互いの役割、協力や支援などを明確にすること、2町会・自治会と市が日頃から話し合う機会を増やすこと、3市職員みんなが地域に関心を持って積極的に関わること、4各地区を担当する職員を本庁や支所に増やすこと、5町会・自治会の役員や住民がやるべきことを理解すること、6市が町会・自治会の活動をもっと支援すること、7その他、8特に取り組むべきことはないとのこと、どの項目に多く○がつくのかを見る。また、回答者の特性で違いがあるのかもしれないのでクロス分析も行いたい。問16は、他市では町会・自治会の連合組織が「町会・自治会活動の手引き」を作成している事例がある。あなたは、そのような活動の手引きがあったら町会・自治会の活動に役に立つと思いますか、という設問で、これまでの会議では課題の一つに活動の手引きを活用することを挙げているが、それを確認する設問である。

11ページ、市政協力委員制度について質問。市政協力委員制度は、町会・自治会と市とのパイプ役として広報広聴業務、各種情報や依頼事項の取次ぎを主な任務とし、その取次ぎ事務に対して委員個人に手数料をお支払いする制度である。そのため市政協力委員としての活動は、町会・自治会、会長や役員としての活動と区別して行う必要があると説明します。これは市政協力委員制度が委員個人に業務をお願いしているのに、町会・自治会の活動と曖昧になっていることが問題になっている。これまでの整理では個人から組織に移行して区別する必要をなくすとか、曖昧さがいいという意見もあったが、現行制度を厳密に考えると区別しないといけないことになる。そこで問17として市政協力委員の活動を町会・自治会、会長や役員の活動から区別することについて可能かどうかを聞く。

問18は事務取扱手数料について。この手数料がどう受け止められているのか、町会・自治会の会長としての経費に充てなければならないとか、聞き及んでいるので実態を聞く設問である。この設問に関連して、本日ご欠席の篠田委員から事務取扱手数料についてのご意見をいただいている。今後の方向性を探るためには、手数料を町会・自治会活動のために使うのであれば町会・自治会の口座に直接入れることの是非を別の設問で聞いた方が良いのではないかとのことである。後ほど、協議いただきたい。

次の質問は、町会・自治会の会長や役員の手当についてお聞きする。町会・自治会の活動はボランティア精神に基づくものであるが、現実には金銭面も含めて会長

や役員の負担は大きく、手当・活動費・交通費・交際費・謝礼などの名目で負担に報いる金額を支出している町会・自治会もある、との説明を入れたうえで、問19 あなたの町会・自治会では、会長に対して手当にあたる何らかの金員を支出していますか。支出している場合は、その名目と金額をご記入ください、ということで現状を把握したいと考えている。会長に対する手当については、これまでのように全くの無償ボランティア、滅私奉公では、負担が大きくてなり手がいない。負担を分散するために1年交替として皆で回すのでは人材が育たないという意見もあった。ヒアリングの印象では松戸でも何割かの町会・自治会では会長に対する手当を出しているように感じているので客観的に調査をするものです。全国的には、室蘭市の調査で2割、福岡市では1,792の自治会・町内会のうち93%が手当を出しており、平均額は85,475円という結果もある。福岡市は平成16年度に「町世話人」という名称の行政連絡員制度を廃止し、個人への手数料の支給を止めて自治会・町内会に支給するように切り替えた経過があり、それが会長手当に移行しているとの話を聞いた。松戸でも会長手当の現状を調べるものである。

最後12ページは、自由記入欄で、町会・自治会活動の活性化、市政協力委員制度、地域に関わる市の施策について、ご意見やご提案がありましたらご記入ください、とした。以上が全12ページの調査票である。本日の資料として設問のねらいと分析の考え方を問いごとに簡潔にまとめた資料をお配りした。

(委員長)

本日、ご欠席の委員から、ご意見を賜りましたが、この件につきまして、事務局の意見はどうか。

(欠席した委員の意見に対する事務局の考え：事務局)

今回のアンケートの目的は、市政協力委員全員の実態や考えを把握し、今後の課題を抽出するものである。手数料を町会自治会の口座に入れるか否かの設問は、具体的であり、あたかも町会に直接振込む制度を決定したかのように誤解をまねくことになりかねない。現時点では時期尚早と判断して、それらの前段となる町会自治会の活動と委員独自の活動を区別できるかという程度の質問にとどめてその結果を踏まえて対応していくほうがよいと思われる。

(委員長)

ありがとうございます。意見はあるか。

(委員)

個人の源泉課税で処理したものを町会に支払うとなると、税金の問題はどうなるのか。

(事務局)

現行制度のままだと、個人にしか支払えない。この委員会は現制度について検証しているもので、将来にわたってこの制度を続けるのが難しいのであれば新しい制度として業務を町会・自治会にお願いし、委託料、交付金として町会・自治会へ支払うことも考えられる。

(委員)

現行は町会自治会と関係なく行われているので、そこをきちんと整理する必要がある。

直接、自治会にお金を入れるのは論外で筋違いだ。個人に委嘱されたものだから個人に支払われるのは当然だ。

(3) の回覧等についてであるが、町会で会報を発行しているところはあるのか、会報もなければ町会をまとめることはできないのではないかと。質問14の地域振興課とのコミュニケーション云々であるが、健康福祉本部のほうが地域との関わり合いのウエイトが高いと思うので設問に入れたほうがよいのではないかと。

(委員長)

(2) にそのほかの事業担当者のコミュニケーションという設問があるのでそれでよいのではないかと。

(委員)

欠席された委員の提案理由は。

(事務局)

問18で2.3.4に○をつける方は、手数料を町会・自治会のために多かれ少なかれ、使っているのだからそれならば制度の一部に入れる方向性もあるのではないかと。という理由。

(委員)

地域振興課とのコミュニケーションの設問は、市政協力委員の代表の地区長と異なり一般の市政協力委員はあまり取れていないと思うのでそのまま数字として表れると思う。

(事務局)

反省材料になると思う。市政協力委員は地区長を通してという場合もあるが、担当地区の支所等との直接的なコミュニケーションもあるので念のため聞いている。会報、情報誌については7ページの(9)で把握できるかと思う。

(井上副委員長)

個人に支払う手数料を、町会に入れたほうがよいのではという意見は以前からあ

った。市では、それはできないとしていたのに今になってなぜそれが可能になったのか。

広い地区の中には、マンションなどが建設されてその管理組合が設立される。管理組合ならばよいが、自治会らしき組織ができてしまう問題は、五香六実地区にもある。五香六実の場合、マンションの管理組合には、市政協力委員はいない。すなわち、公共負担は行わない。もしもそれらが町会に移行するとすれば果たして、地域活動に参画してもらえるのか。

(事務局)

以前は市政協力委員制度を根本的に見直すというところまで至らなかったため、お金を町会へ出すということはできなかった。今回、制度そのものを見直して継続、否かが大きな課題になっている。アンケートも踏まえ大いに議論し、その結果、新制度になるとすればそれは可能になりえる。

(委員長)

福留委員に意見を伺う。

(委員)

10ページ問14のコミュニケーションのところは個人の考え方なので少し答えにくいかもしれない。調査票自体はよくできていて全体的にこれで進めていけばよい。現状を知るためにアンケートをするわけだから調査前に議論しても仕方ない。現状を把握した後で議論し、整理すればよい。ここでは、何を知りたいのか、それをわかりやすい言葉で答えやすくすること。11ページのように解説付きも親切でよい。

(委員)

地区内のマンションの自治会は防犯灯の設置資金の負担はしていないが、マンション住人は防犯灯の恩恵を受けている。多くのマンションが自治会を組織しているが、市政協力委員は出していない。赤い羽根募金では自治会として名を連ねているが、地域の集まりにいったい参加していない。こうした現状をみると、市政協力委員は形骸化して、曖昧になっている。この問題は最大の問題として整理欲しい。新たに市政協力委員に委嘱された人に市政協力委員とは何か、マンションの理事長、町会長とどう役割が違うのかきちんと説明できる仕組みになることを望む。

(井上副委員長)

地域振興課のマンションの指導に対する一大失策である。野放しにして町会の中に自治会ができるそれらの団体は、一切公益負担をしないのはよくない。

(委員)

もう10年くらい前になるかと思うが、町会の中にさらに町会・自治会ができないように地域振興課から指導して欲しいと頼んだことがある。そのときの課長は、あまり強く言い過ぎると憲法違反になると答えた。

(井上副委員長)

面白いことに反対運動が猛烈に起きた地域は、その時に取り決めができてその後地域の中にマンションの自治会としてきちんと入っている。

(関谷副委員長)

従来の自治会とマンションの管理組合・自治会のコミュニケーションがまったくないとか、あるいは自治会の内部に自治会ができてしまうとかそういった事例は全国にたくさんある。その間に入るかたちで行政のできることは限界があるというのが実情。市は強制力がない。町会費の取立てなどももちろんダメ。問題解決には、地域住民で自前のルールを作るしかない。それをどう作れるか地域の体制と合わせて作るしかない。そういう意味では難しい局面に来ている。

行政に出来ることは場を作ることだけ。コミュニケーションの中でのアドバイスはできるが、強制力をもってこうなさいと言うことはできない。

【2】今後の進め方について

(委員長)

続いて説明を求める。

(事務局)

本日、第4回会議でアンケートの精査を行った。アンケートは10月9日(火)に市政協力委員全員に発送し、10月26日(金)までに返送をお願いする。その後アンケート結果の取りまとめを行い12月の第5回会議にてアンケート調査結果を踏まえて問題・課題の確認整理を行う。1月の第6回会議で課題の整理、検討委員会報告書の作成、その後、市長報告という段取りで進めたい。*印の2点については検討委員会の内容を市政協力委員の方々に報告する必要があると思うので年明け以降に行うことを考えている。来年度以降の制度を検討した上で委嘱の準備を2月より行う予定である。

(委員)

12月の会議にアンケートの結果を報告するのか

(事務局)

アンケートの結果をまとめたものを報告する。それと今まで検討委員会で課題となっていたことと合わせて整理し、一つの報告書にまとめていく。

(委員)

アンケートの調査結果をどのように市政協力委員に説明をするのか。

(事務局)

2月頃には、アンケートの調査結果、当委員会の検討結果の報告を含めて各市政協力委員に説明する。併せて新年度の委嘱の説明も行いたい。地区別か、市全体で行うかはこれから検討していくが、いずれにしても結果は報告する。

(委員)

現在の市政協力委員の流れがあるが、2月には新しい市政協力委員制度の説明をして4月には新しい制度になるのか。

(事務局)

1月の検討報告書の中味次第である。どうしても来年2月の委嘱にあわせてという要望があれば別であるが、来年度に制度の変更は少し乱暴で急には変えられないと思う。

(委員)

準備期間を考えると間に合わないと思う。

(委員長)

来年2月頃、新市政協力委員が推薦され、今の市政協力委員は3月で任期終了、5月に委嘱式ということになるかと思うが、もう1期の2年間は制度の切り替え期間と考えたほうがよいのではないか。この委員会の結果については市政協力委員に集まっていただいて報告しないといけない。今の事務局の説明でよろしいか。

(委員)

よい。

(委員長)

関谷副委員長の意見を伺う。

(関谷副委員長)

今回のアンケートの目的は現状を炙り出すこと。自治会・町会のあり方ということであれば設問項目も増えるであろうが、パートナーシップに焦点を合わせているのでこの質問項目や内容は妥当である。これまで討論したことと照らし合わせて現状をどうしたらよいかを含め今後につなげていけばよい。

(委員)

自治会は自治会としてあり、それがいかに市と協力していくかということが大事であり、市政協力委員制度は市行政と自治会との間にあるという現状でよいと思う。手数料をまとめて町会・自治会に振り込むというのは、自治会が市の御用機関になりかねないような気がする。

(委員)

以前小金地区の地区長から町内の中のマンションで町会に未加入のマンションに対して町会費を半額にして管理組合がきちんと納めて加入するという取り決めを行っているというところがある。住宅の形態により取り決めも異なる。マンション、アパート、UR住宅の賃貸・分譲、公営住宅、新旧と形態は様々である。行政は、自治会に対してノータッチである。松戸市は行政指導ができておらず、それが弱さである。加入率を高めるためにどうしたらよいかの問題も考えていかなければならない。

(委員)

新松戸地区はマンションと平場と一緒に町会になってやっている。マンションは、管理組合が管理費と町会費別々に集め町会にきちんと納めている。700戸以上のような大きいマンションは1つの町会として、同じ地域に町会とマンションの自治会が別々に存在している。今まで聞いたマンションについての問題は新松戸の場合は該当しない。

(委員)

大きいところはわかったが、小さい所たとえば建売住宅の一角が自治会を作るとしたらどのくらいの世帯数からできるのか。

(事務局)

担当世帯6軒だけとしていた市政協力委員がいた。

【3】その他

(事務局)

第5回パートナーシップ検討委員会は12月4日(火)14時から市民サロンにて開催する。

(委員長)

これをもって、「第4回町会・自治会と市のパートナーシップ検討委員会」を閉会とする。